

高額療養費「外来年間合算」の申請

**高額療養費の
外来年間合算とは**
年間を通して高額な外来診療を受けている方の負担が増えないように、自己負担限度額の上限制度が設けられています。

問い合わせ
保健医療課 ☎592141

対象

「基準日」に高額療養費の自己負担限度額区分が「一般」または「低所得」に属する70歳以上の方(注)で、「計算期間」における外来診療の自己負担額の合計額が「年間上限額」を超える方

基準日 令和5年7月31日
計算期間 令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間
年間上限額 14万4千円

申請手続きの有無

基準日に市国民健康保険に加入している方

対象者には12月中旬以降市から申請案内を送る予定です。

※月間の高額療養費の申請が不要になっている方は、申請が必要ない場合

合があります。
基準日に広島県後期高齢者医療保険に加入している方
高額療養費の口座登録済みの方は手続き不要です。口座登録をしていない方には、12月に県後期高齢者医療広域連合から案内が送られます。

申請案内が届いたら

同封の申請書に必要事項を記入し、保健医療課または各支所へ申請してください。令和4年8月1日以降に市外から転入した方など、令和5年7月31日時点で加入していた保険者以外の医療保険が対象期間中にある場合、案内がなくても支給の対象となる場合があります。対象期間の領収書などで、申請対象となるかを確認し、保健医療課、または令和5年7月31日時点の医療保険者に問い合わせてください。

(注) 自己負担限度額区分

・「一般」・・・70歳以上の方の住民税課税所得が、145万円未満の世帯に属する方(「低所得」区分除く)
・「低所得」・・・世帯員全員が住民税非課税の方

予防のポイントを押さえよう

ノロウイルスによる 食中毒

問い合わせ

保健医療課 ☎592140

ノロウイルスによる食中毒(感染性胃腸炎)は、例年冬場に流行する傾向にあります。子どもや高齢者は重症化することもあるので、嘔吐や下痢症状がある方は早めに医療機関を受診しましょう。

なお、ほとんどの場合、手指や食品についたウイルスが口に入ることにより感染しますので、次のような予防のポイントを押さえて日々の生活

活を送りましょう。

手洗いの励行

外から帰ったとき、調理の前、食事の前、トイレの後には必ず石けんで手を洗いましょう。

インフルエンザ、RSウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症予防にも有効です。

もし発症したら...

嘔吐物などの処理

嘔吐したもので、便で汚れたものには、直接素手では触らず、必ず換気

入浴

下痢症状のあるときには、シャワーだけにすると、入浴する順番を最後にし、お尻は石けんで丁寧に洗います。

その他

吐いたり、下痢症状があったりするときには、タオルなどは他の人と共用しないようにしましょう。

基本的な 手洗いの手順

①流水で手を洗う

②洗剤を手に取る

③手のひら、指の腹面を洗う

④手の甲、指の背を洗う

⑤指の間(側面)、股(付け根)を洗う

⑥親指・親指の付け根のふくらみ洗う

⑦指先を洗う

⑧手首を洗う

⑨洗剤を十分な流水でよく洗い流す

⑩手を拭き乾燥させる(タオルなどの共用はしないこと)

⑪アルコールによる消毒(爪、爪周りに直接かけた後、手指全体によく擦り込む)

12月1日は 世界エイズデー エイズに関する正しい知識を持ちましょう

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140

AIDS(エイズ:後天性免疫不全症候群)は、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染し、厚生労働省が定めた23の合併症のいずれかを発症した場合に診断される病気です。

広島県の令和4年新規HIV感染者は8件、エイズ患者は7件。エイズを発症して、初めて感染していたことに気づく「いきなりエイズ」の方が増えています。

感染の疑いがある場合は、ためらわずに検査を受けましょう。ただし、感染したと思われる日から3カ月以上経過しないと、正確な判定ができない場合があります。

HIV(エイズ)抗原・抗体検査 問い合わせ 県西部保健所 ☎0829-32-1181

肝炎ウイルス検査

梅毒検査

匿名 無料 予約制

検査は匿名で受けられ、プライバシーは厳守されます。感染に心あたりがある方は、ためらわずにすぐ検査を受けましょう。*検査は無料で、予約が必要です。

と き 12月20日(水) 9時~11時/13時~14時

と ころ 県西部保健所(廿日市市桜尾2-2-68)

申し込み 県西部保健所へ

事業主の皆さんへ 個人住民税を特別徴収に

問い合わせ 市民税務課 ☎592128

地方税法では、所得税と同様に給与を支払う事業主(給与支払者)が従業員(納税者)へ支払う給与から個人住民税を天引きして、従業員が住む市町村に納付(特別徴収)することが定められています。

特別徴収にすると、従業員は納付に行く手間が省け、税の納め忘れも防げます。また、納期が年12回になるため、個人納付(普通徴収)に比

べて1回あたりの納税額が少なくなります。

県内全ての市町では、納税者間の公平性、納税者の利便性を確保し、税の納め忘れなどを防ぐため、従業員の個人住民税は一部例外を除き、原則全て特別徴収となっています。

事業主の皆さん、個人住民税の特別徴収実施について、ご理解とご協力をお願いします。

二十歳のつどい



問い合わせ
生涯学習課
☎53-5800

令和5年度「大竹市二十歳のつどい」が開催されます。ぜひ参加してください。

とき 1月8日(月・祝) 13時から(受け付けは12時から)

ところ アゼリアおおたけ

対象 生年月日が、平成15年4月2日から平成16年4月1日までの方

持参品 案内状(市外に転出した後にさらに住所変更した場合など、案内状が届かないことがあります。対象であれば当日参加できます)

※内容などについては、随時ホームページに掲載してまいりますので、確認してください。



市のホームページは
こちらから

身体性と見た目、心の性、それは必ずしも同一ではありません。全ての人が自分らしく安心して生きることができるよう、この機会に一緒に考えましょう。

とき 1月27日(土)10時~12時(受け付けは9時30分から)

ところ アゼリアおおたけ

講師 河口和也さん(広島修道大学人文学部長・教授)

人権・男女共同参画講演会 「LGBTQ+について知ってみよう 性の多様性の理解に向けて」

定員 100人
申し込み 12月12日(火)~令和6年1月11日(木)までに自治振興課へ。



申し込みは
こちらから

※定員を超えていなければこの日以降も受け付けます。
※託児は行っていません。(一緒に入場できます)

問い合わせ
自治振興課
☎59-2145

大竹市での新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のお知らせ VOL.31

大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話 ☎28-1611
受付時間 8時30分~17時(土・日曜日、祝日除く)

接種費用(無料)
ワクチン接種(任意)

令和5年度における新型コロナワクチン接種のイメージ

特別臨時接種= **自己負担なし**
令和6年3月31日(日)まで

令和5年秋開始接種
初回接種を終了した全ての方

初回接種:
・5歳以上の方は1・2回目の接種
・6カ月~4歳の方は1~3回目の接種

オミクロンXBB.1.5対応ワクチンを使用
※接種間隔は前回の接種から3カ月以上です。

注:接種回数や接種証明については、保健医療課にお問い合わせください。

初回接種がまだの方 9月20日以降、初回接種のワクチンもXBB対応ワクチンになります。詳しくは保健医療課(☎59-2140)に確認してください。まずは、初回接種を受けてください。

令和5年秋開始接種

使用するワクチン
オミクロン株XBB.1.5 1価ワクチン(mRNAワクチン)
接種券
9月上旬から、接種可能となる方へ順次、発送しています。

過去に送付した接種券を使用していない方へは新たに発送はしませんので、お手元にある接種券を使用してください。

集団接種
11月で終了しました。

個別接種

実施期間 令和6年3月末まで

◇接種可能医療機関 ※直接、医療機関へ申し込んでください。

医療機関一覧(対象:医療機関によって接種実施年齢が異なります)					
医療機関名	ところ	電話番号	初回接種(XBB.1.5)	追加接種(XBB.1.5)	備考
山下ケアクリニック	新町1-2-7	54-0852	-	○	かかりつけのみ、18歳以上
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	-	○	かかりつけ優先、5歳以上
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337	○	○	12歳以上
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059	-	○	20歳以上
本町医院	本町2-15-17	52-4427	○	○	12歳以上
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138	-	○	13歳以上
おおえ内科クリニック	晴海1-4-13-1階	35-5552	-	○	15歳以上
だいきこ小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225	○	○	かかりつけのみ、5~17歳まで
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233	-	○	16歳以上
メープルヒル病院	玖波5-2-1	57-7451	○	○	当院患者またはその家族のみ。13歳以上
医療機関一覧(対象:乳幼児(6カ月~4歳)が接種できる医療機関)					
医療機関名	ところ	電話番号	初回接種(XBB.1.5)	追加接種(XBB.1.5)	備考
だいきこ小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225	○	○	かかりつけのみ
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	○	○	かかりつけ優先

この一覧以外の医療機関でも接種できる場合があります。まずは、かかりつけ医へ相談してください。

初回接種(12歳以上の未接種者)

令和6年3月末まで継続されます。
※1価ワクチン(mRNAワクチン)を接種できない方向けのワクチンは12月25日(月)で供給が終了します。令和6年度以降の供給の再開は、詳細が決まり次第お知らせします。

ワクチン相談窓口など

・広島県新型コロナウイルスワクチン相談センター(専門的相談窓口) 8時30分~17時30分
電話 082-513-2847 ファクス 082-211-3006

・新型コロナウイルスワクチン接種の総合案内【コロナワクチンナビ】はこちらから→

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



命の花を咲かせて

「人権の花運動」
問い合わせ 自治振興課 ☎59-2145

子どもたちが協力して花を咲かせることで、命の大切さや思いやりの心を育ててほしいという願いを込めて毎年行われている「人権の花運動」。10月31日、人権擁護委員が、大竹小学校を訪れ、2年生103人にチューリップの球根189個とプランター、培養土などを贈りました。

3クラスの代表がそれぞれ受け取り、「いただいた花は大切に育てます。」などとお礼の言葉を述べました。



子どもたちへ「心にいっぱいきれいな花を咲かせてください」という言葉とともにプランターなどが手渡されました。人KENまるも君も来てくれました。(右)



人権週間 12月4日(月)~10日(日)

「誰か」のことじゃない
問い合わせ 自治振興課 ☎59-2145

人権とは、人が人らしく生きる権利で、全ての人が生まれながらに持つ権利です。

1948年(昭和23年)12月10日、国際連合第3回総会で世界人権宣言が採択されました。採択日である12月10日は人権デーと定められています。

法務省は翌年の1949年(昭和24年)から毎年、人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権を尊重する意識を高めるよう呼

びかけています。

しかしながら、今なおいじめや虐待、性被害、インターネット上での誹謗中傷、感染症や障害、国籍、マインオリテイであることを理由とする不当な差別や偏見など、さまざまな人権問題が存在しています。

これらの問題を解決するため、「誰か」のことではなく、自分自身のこととして考え、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にできる社会を作りましょう。

